

## 第3回風俗行政研究会

- 1 日時  
平成21年5月22日（金）午前10時から午後0時まで
- 2 場所  
警察庁第8会議室
- 3 出席者  
委員 後藤 啓二 弁護士・後藤コンプライアンス法律事務所  
小宮山 健彦 （財）全国生活衛生営業指導センター専務理事  
野口 京子 文化女子大学現代文化学部教授  
藤原 静雄 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授  
前田 雅英 首都大学東京法科大学院教授  
  
関係機関 大橋 正信 全日本国内旅行ホテル協会会長  
  
警察庁 巽 高英 生活安全局長  
園田 一裕 長官官房審議官（生活安全局担当）  
廣田 耕一 保安課長  
絹笠 誠 少年保護対策室長  
島根 悟 長官官房参事官（企画担当）
- 4 配布資料
  - (1) 風俗行政研究会第3回会合議事次第（略）
  - (2) 第2回風俗行政研究会議事要旨案（略）
  - (3) 出会い系喫茶関係  
出会い系喫茶に関する論点（再配布）（略）  
出会い系喫茶的規制の在り方（骨子案）
  - (4) 類似ラブホテル関係  
類似ラブホテルの営業禁止区域・地域への立地状況（サンプル調査）  
モーテル営業及びラブホテル営業の届出数の推移  
ラブホテル・モーテルの変遷に関するサンプル調査  
業界団体からの意見書等（抄）  
全日本国内旅行ホテル協会からの要望書（略）  
全国偽装ラブホテルをなくす会からの要望書（抄）  
ラブホテル等の要件の見直し等について（骨子案）  
店舗型性風俗特殊営業（第4号営業〔ラブホテル・モーテル〕）の要件一覧表（再配布）（略）  
ラブホテル等要件の見直しの方向性

## 5 議事要旨

### (1) 事務局説明（出会い系喫茶関係）

事務局から、出会い系喫茶の規制の在り方の骨子案について、資料に基づき説明した。

### (2) 意見交換（出会い系喫茶関係）

事務局からの説明の後、委員からおおむね以下の意見があった。

- ・ 出会い系喫茶営業の定義として、結婚相談業やお見合いパーティーとの切り分けをする必要がある。
- ・ 今後、お見合いパーティーのような形で不健全な営業が出てくるのが気になる。
- ・ 学校の近くや住宅街にある出会い系喫茶について、この種営業の社会的妥当性等を考えると、一律に営業権が優先するとはいえず、既得権を認めるべきかについてよく検討すべき。

### (3) 全日本国内旅行ホテル協会からのヒアリング

全日本国内旅行ホテル協会大橋会長から、これまで風営法上のラブホテル等営業として遵法営業に努めてきたこと等の説明等があった。

### (4) 事務局説明（類似ラブホテル関係）

事務局から、類似ラブホテル等に係る調査結果、業界団体及び全国偽装ラブホテルをなくす会からの意見書等、ラブホテル等の要件の見直し等の骨子案等について、資料に基づき説明した。

### (5) 質疑応答

- ・ （全国偽装ラブホテルをなくす会からの要望書にある）旅館業法の平成8年改正により目的規定から「善良の風俗の保持」の文言が削除されたことについて質問があったところ、厚生労働省担当者から、同改正は善良の風俗保持の見地からの規制に変更を加えるものではなく、そのことは旅館業法第3条第6項や旅館業法施行令第3条の規定からも明らかであるとの回答があった。
- ・ 旅館業法上善良の風俗を保持する観点からの立入検査を行うことは可能なのか、昭和59年の生活衛生局長通知における構造設備基準の準則については現在も有効なのか、新たに善良の風俗の観点から構造設備の基準を追加することは可能なのかについて質問があったところ、いずれも可能又は有効であるとの回答があった。

### (6) 意見交換（類似ラブホテル関係）

事務局からの説明及び質疑応答の後、委員からおおむね以下の意見があった。

- ・ 現在既得権が認められているラブホテル等営業者の数が減ってきているといっても、そのタイムスパンが長い。
- ・ 食品衛生法により発がん性が発見された食品添加物が利用不可能となっても、既得権を認めることにはならないと思われる。また、例えば自然公園法で開発規制がかかっている土地を買って別荘の新築が不許可とされても、そのような土地を求めたのではないかということになる。このようにリスクを事業者が負ってい

たという点では、業界において昭和60年以降新たにラブホテルを営むことはできないと思われていたとすれば、風営法上の禁止区域等に類似ラブホテルを建てたということは、いつかは規制されることが予測可能であったという考え方もあるのではないかと。既得権と新規立法の関係ではいろいろな考慮要素、パターンがあるが、仮にそうした立論をすれば、無条件な既得権ではなく、数年間に限って既得権を認めるといった考え方もあるのではないかと。

- ・ 構造設備の変更はそれほど大幅なものなのか。既得権を認めるべきか否かを判断するに当たっては、本当に零細な家族経営の業者が多いのか等も考慮する必要があるのではないかと。
- ・ 一律に既得権を認める、認めないではなく、中間の選択肢をとることはできないかと。
- ・ 組合せの問題かもしれないが、客室案内板や休憩料金表示がすべて否定されると、一般の旅館における客の利便性からは問題があるのではないかと。
- ・ ラブホテルの中にも地域住民との共生を大事にしながら営む所がある。ホテル、旅館の中には家内営業で行っている所も多く、そのような所では問題を指摘されれば直すし、地域住民から見て正体が分からないということもないのではないかと。
- ・ 構造設備の変更はかなり資金がかかると聞いており、金融機関からの融資が厳しい中で、構造設備を変更するのは非常に難しいと思われる。ただ、融資の面が整備されれば、全く不可能ではないとも思われる。